

## 市第 121 号議案

## 公園の指定管理者の指定

次のように公園の指定管理者を指定する。

平成22年 2 月 16 日提出

横浜市長 林 文 子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
平安公園（プール及び子供用プールに限る。）及び岸谷公園（プール及び子供用プールに限る。）	東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目13番9号	株式会社協栄 代表取締役社長 山田 賢治	平成22年4月1日から平成27年3月31日まで
入江町公園（プール及び子供用プールに限る。）、白幡仲町公園（子供用プールに限る。）及び六角橋公園（プール及び子供用プールに限る。）	東京都中央区築地4丁目1番17号	株式会社オーエンス 代表取締役社長 大木 一雄	同
元町公園（プールに限る。）、弘明寺公園（プール及び子供用プールに限る。）及び中村公園（プール及び子供用プールに限る。）	東京都新宿区四谷1丁目1番地	丸誠・フクシ・エンタープライズグループ 代表者 株式会社丸誠 代表取締役社長 渋谷 正道	同

<p>野庭中央公園（プール及び子供用プールに限る。）及び大坂下公園（プール及び子供用プールに限る。）</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>同</p>
<p>川辺公園（プール及び子供用プールに限る。） 、大貫谷公園（プール及び子供用プールに限る。）及び鶴ヶ峰本町公園（プール及び子供用プールに限る。）</p>	<p>東京都中央区築地4丁目1番17号</p>	<p>株式会社オーエンス 代表取締役社長 大木 一雄</p>	<p>同</p>
<p>洋光台南公園（プール及び子供用プールに限る。） 、芦名橋公園（子供用プールに限る。） 、磯子腰越公園（プール及び子供用プールに限る。） 及び森町公園（プール及び子供用プールに限る。）</p>	<p>東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目13番9号</p>	<p>株式会社協栄 代表取締役社長 山田 賢治</p>	<p>同</p>
<p>富岡八幡公園（プール及び子供用プールに限る。）</p>	<p>東京都中央区築地4丁目1番17号</p>	<p>株式会社オーエンス 代表取締役社長 大木 一雄</p>	<p>同</p>

菊名池公園（プールに限る。） 及び綱島公園（プール及び子供用プールに限る。）	同	同	同
千草台公園（プール及び子供用プールに限る。） ）、茅ヶ崎公園（プールに限る。） 及び山崎公園（プール及び子供用プールに限る。）	同	同	同
桂山公園（こどもログハウスに限る。）	栄区上郷町1, 17 3番地の5	特定非営利活動法人さかえ区 民活動支援協会 理事長 高山 晋一	平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで
しらゆり公園（プール及び子供用プールに限る。） ）、上飯田西公園（プール及び子供用プールに限る。） 及び宮沢町第二公園（プール及び子供用プールに限る。）	東京都新宿区四 谷1丁目1番地	丸誠・フクシ・エンタープライズ グループ 代表者 株式会社丸誠 代表取締役社長 渋谷 正道	平成22年4月1日から 平成27年3月31日まで

### 提 案 理 由

平安公園等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

**参 考**

**丸 誠 ・ フ ク シ ・ エ ン タ ー プ ラ イ ズ グ ル ー プ の 構 成 員**

- 1 東京都新宿区四谷 1 丁目 1 番地

株式会社丸誠

代表取締役社長 渋谷 正道

- 2 東京都江東区大島 1 丁目 9 番 8 号

株式会社フクシ・エンタープライズ

代表取締役社長 福 士 満

**地 方 自 治 法 （ 抜 粋 ）**

（ 公 の 施 設 の 設 置 、 管 理 及 び 廃 止 ）

第 244 条 の 2 （ 第 1 項 から 第 5 項 まで 省 略 ）

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（ 第 7 項 から 第 11 項 まで 省 略 ）